

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省28－⑨)

政策分野名 【施策名】	需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革					担当部局名		生産局(政策統括官) 【生産局総務課／園芸作物課／地域対策官／技術普及課／農業環境対策課／畜産企画課／畜産振興課／飼料課／牛乳乳製品課／食肉鶏卵課／政策統括官穀物課／地域作物課】				
政策の概要 【施策の概要】	超高齢化社会、本格的な人口減少社会の到来等の社会構造やライフスタイル等の変化、国内外の新たな市場の開拓の可能性を踏まえ、消費者に選択される商品やサービスの供給、新たな価値の創造に取り組んでいく必要がある。 このため、マーケットインの発想による多様で高度な消費者ニーズ等への的確な対応や生産性の向上に向けた生産・供給体制の構築等の施策を行う。					政策評価体系上の 位置付け		農業の持続的な発展				
政策に関係する内閣の重要政策	食料・農業・農村基本計画(平成27年3月31日) 第3 2 (6)					政策評価 実施予定時期		平成31年8月				
施策(1)	国産農畜産物の競争力の強化											
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	高齢化や世帯構成の変化、ライフスタイルの多様化が進む中、加工・業務用需要の増加など需要構造等の大きな変化に対応するとともに、輸出拡大も見据えた生産・供給体制の整備を推進する。											
目標① 【達成すべき目標】	飼料用米等の戦略作物の供給拡大											
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
		基準年度		目標年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			
ア 飼料用米・米粉用米の生産量	129,020トン	平成25年度	1,200,000トン	平成37年度	295,378トン 444,002トン※ (飼料用米:421,077トン 米粉用米:22,925トン	385,840トン	476,303トン	566,765トン	657,227トン	食料・農業・農村基本計画では、飼料用米・米粉用米等の戦略作物については、生産性を向上させ本作化を推進し、品目ごとの生産努力目標の達成に向けて、不断に点検しながら、生産拡大を図ることとされている。飼料用米・米粉用米の生産努力目標については、平成37年度にそれぞれ110万トン、10万トンと設定しており、その合計(120万トン)を指標として選定した。また、毎年、一定割合で生産量が増加するとして、年度ごとの目標値を設定した。 ※:平成27年度の取組計画認定数量		
イ 小麦の生産量	811,700トン	平成25年度	950,000トン	平成37年度	861,273トン 1,004,000トン	870,146トン	879,019トン	887,892トン	896,765トン	食料・農業・農村基本計画では、麦、大豆等の戦略作物について、生産性を向上させ本作化を推進し、品目ごとの生産努力目標の達成に向けて、不断に点検しながら、生産拡大を図ることとされている。小麦の生産努力目標については、平成37年度に生産量95万トンの目標を設定しており、これを指標として選定した。また、毎年、一定割合で生産量を増加させることとして、年度ごとの目標値を設定した。		
ウ 大豆の生産量	199,900トン	平成25年度	320,000トン	平成37年度	239,727トン 242,400トン	247,754トン	255,781トン	263,808トン	271,835トン	食料・農業・農村基本計画では、麦、大豆等の戦略作物について、生産性を向上させ本作化を推進し、品目ごとの生産努力目標の達成に向けて、不断に点検しながら、生産拡大を図ることとされている。大豆の生産努力目標については、平成37年度に生産量32万トンの目標を設定しており、これを指標として選定した。また、毎年、一定割合で生産量を増加させることとして、年度ごとの目標値を設定した。		

目標② 【達成すべき目標】		畜産クラスター構築等による畜産の競争力強化								
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	年度ごとの実績値							
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			
ア 搾乳牛1頭当たり年間労働時間	105時間	平成25年度	102時間	平成37年度	105時間	104時間	104時間	104時間	103時間	酪農では、重い労働負担が後継者等の確保を困難としている一要因となっていることを踏まえ、「食料・農業・農村基本計画」及び「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」において、畜産クラスター(注1)の推進等により競争力を高め、生産基盤の強化を図る中で、省力化、分業化、放牧の推進等により労働負担の軽減を推進することとしている。このため、酪農家の労働負担を測る指標として、搾乳牛1頭当たり年間労働時間を指標として選定した。 目標値は、直近10年間のトレンドから算出される平成37年度の年間労働時間(102時間)を設定し、年度ごとの目標値はすう勢値を設定した。 ※ 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの目標値及び実績値は、前年度の値を記入している。
イ 国産食肉の利用拡大のための国産牛肉、豚肉、鶏肉の生産量	牛肉51万トン 豚肉131万トン 鶏肉146万トン	平成25年度	牛肉52万トン 豚肉131万トン 鶏肉146万トン	平成37年度	牛肉51万トン 豚肉131万トン 鶏肉146万トン 牛肉47万トン 豚肉127万トン 鶏肉152万トン	牛肉51万トン 豚肉131万トン 鶏肉146万トン	牛肉52万トン 豚肉131万トン 鶏肉146万トン	牛肉52万トン 豚肉131万トン 鶏肉146万トン	牛肉52万トン 豚肉131万トン 鶏肉146万トン	「畜産クラスターの推進等による畜産の競争力強化」を達成するためには、人口減少・高齢化社会の一層の進展により国内消費仕向け量の減少が見込まれる中で、生産基盤の強化を通じ国内生産量を維持することが必要であるため、国産牛肉、豚肉、鶏肉の生産量を指標として選定した。 目標値は、食料・農業・農村基本計画に掲げる生産努力目標である牛肉52万トン、豚肉131万トン、鶏肉146万トンと設定した。
ウ 国産鶏卵の継続的かつ安定的な生産・消費に資するため、鶏卵価格の安定化(鶏卵価格(年間卸売価格)の変動幅)	±27.5%	平成16～21年度の変動幅を基に算出	±25%以内	毎年度	±25%以内 ±9.5%	±25%以内	±25%以内	±25%以内	±25%以内	鶏卵は自給率が極めて高くかつ短期的な供給量の調整が難しいことから、需要の変動により価格が変動しやすい特性がある。このため、養鶏経営の競争力強化のためには、鶏卵価格の安定が重要であり、鶏卵価格(年間卸売価格)の変動幅を指標として選定した。 目標値については、過去の1エッグサイクル(6年)における変動幅の実績を元に算出しており、具体的には、平成16～21年度の鶏卵の年間卸売価格の2変動幅が±27.5%であることから、年度ごとの目標値を±25%以内とした。
目標③ 【達成すべき目標】		園芸作物等の供給力の強化								
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	年度ごとの実績値							
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			
ア 指定野菜(ばれいしょを除く)における加工・業務向け出荷量の増減率	100%	平成25年度	168%	平成37年度	106%	111%	117%	123%	128%	食料・農業・農村基本計画において、平成37年度の野菜の生産努力目標は、25年度生産量の1,195万トンから約200万トン増加させる1,395万トンと設定しており、特に、野菜需要の過半を占めているものの、国産比率が低下している加工・業務向け需要において、国産比率を高めることが重要である。 このため、加工・業務用野菜のうち特に国民生活上重要な野菜である指定野菜(注2)について、その出荷量を増大させることについて指標として選定した。なお、出荷量はだいこんやたまねぎ等の重量野菜の作況不良等により大きく影響を受けることから、指定野菜13品目それぞれの加工・業務向け出荷量の増減率の平均をもって評価する。 目標値は、20年度から25年度までの直近6カ年において加工・業務向けの出荷量のすう勢及び施策効果による輸入品からの置き換えを加味し、出荷量ベースでは25年度80万トンから37年度112万トンまでの約32万トン増加することとし、それを品目ごとの増減率の平均に換算した値(168%)とした。また、年度ごとの目標値は、この増加率を各年均等に設定した。 ※ 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの目標値は、前年度の値を記入している。
イ 野菜の市場入荷量の変動の抑制(変動係数)	1.8%	平成17年	1.4%	平成37年	1.7%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	食料・農業・農村基本計画において、「野菜について、価格低落時における生産者補給金の交付等を通じて生産者の経営安定と野菜の安定供給を図る。」としており、その実現に向け、野菜価格安定対策を実施しているところである。 このため、野菜の安定供給が図られていることを示す指標として、「市場入荷量の変動の抑制」の度合いを示す「変動係数」を選定した。これは、過去5年間の指定野菜の市場入荷量を元に算定した入荷量のすう勢値と、実際の入荷量との乖離の度合いを示すものである。 変動係数の基準年は、事業目標設定時に、平成17年以前の過去10カ年の市場入荷量を基にすう勢値を求め、そのすう勢値と市場入荷量の乖離を示す変動係数を5年平均し、基準値を1.8%(基準年:17年)と設定。目標年を基準年の10年後の27年、目標値を基準値の1割減の1.6%と設定した測定指標を継続して、新たな目標年を現行基本計画の目標年の37年とし、目標値をさらに削減し、1.4%とした。 変動係数は、天候の影響を受けやすいものの、各年の目標値については、毎年、一定割合で減少するものとして設定した。 ※ 評価実施時期に、評価対象年の実績値を把握できないことから、年ごとの目標値は、前年の値を記入している。

ウ	消費者・実需者ニーズに対応した優良果実の供給拡大(優良果実の供給面積割合)	5%	平成25年度	17%	平成37年度	7%	8%	9%	10%	11%	食料・農業・農村基本計画において、平成37年度の果実の生産努力目標を25年度生産量の301万トンから309万トンに増加させるとともに、その克服すべき課題として、多様な消費者・実需者ニーズに対応した優良品目・品種への転換の加速化を挙げている。また、果樹農業振興基本方針において、改植と併せて小規模園地整備(注3)を行うとされている。このため、これらの取組が行われる優良果実の供給面積の割合を指標として選定した。 果樹産地全体の栽培面積から優良果実の供給面積の割合を求め、近年の取組状況や果樹農業振興基本方針に基づく取組の推進の方向性から、目標値を17%と設定し、年度ごとの目標値は、毎年度、一定割合で増加するものとして設定した。
	エ 国産花きの産出額	3,761億円	平成24年	6,500億円	平成37年	3,761億円 3,785億円	3,874億円	3,990億円	4,110億円	4,233億円	花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針において、平成37年の花きの産出額目標を設定しているため、指標として選定した。 目標値は、国、地方公共団体、事業者、大学等の研究機関等が相互に連携を図りながら、花きの生産者の経営の安定、花きの加工及び流通の高度化、花きの輸出促進、公共施設及びまちづくりにおける花きの活用等を通じ施策の効果が発揮されることを前提として、37年に6,500億円と設定。また、32年にはオリンピック・パラリンピック東京大会が開催されることから当該年に需要が伸びるものと仮定して、年ごとの目標値を設定した。 ※ 評価実施時期に、評価対象年の実績値が把握できないことから、年ごとの目標値は前々年の値を記入している。
	オ 茶の輸出額	66億円	平成25年	150億円	平成32年	90億円 101億円	102億円	114億円	126億円	138億円	茶は、地域農業において重要な役割を果たしているとともに、条件不利地域である中山間地域においても、重要な基幹作物となっている。また、食料・農業・農村基本計画において、輸出拡大に向け、輸出ニーズに応じた茶の生産・加工技術の導入等を推進することとしたほか、農林水産省にて平成25年8月に策定した「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」においては、輸出相手国の残留農薬対策等の輸出環境整備、ジャパン・ブランドでの日本茶のPR、マーケティングを行うこと等により、2020年までに茶の輸出額を150億円にする目標(農林水産物・食品全体では1兆円)を定めていることから、輸出額を指標として選定した。 年ごとの目標値については、最近の輸出動向を踏まえ、毎年12億円増に設定した。
目標④ 【達成すべき目標】		有機農産物や薬用作物の生産拡大									
測定指標		基準値	目標値	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
				年度ごとの実績値							
		基準年度	目標年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			
ア	市町村における有機農業の推進体制の整備率	16.8%	平成24年度	50.0%	平成30年度	25.7%	31.8%	37.8%	43.9%	50.0%	平成26年4月に策定した「有機農業(注4)の推進に関する基本的な方針」において、有機農業を面的に拡大することとしているが、このためには、新たに有機農業を行おうとする者への就農相談等、市町村段階における推進体制の整備が重要であることから、指標として選定した。 同方針において、市町村段階における推進体制の整備率について、おおむね平成30年度までに50%以上とするという目標を定めており、これに基づき目標値を設定した。 年度ごとの目標値については、毎年度、一定の割合で増加するものとして設定した。 ※ 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの目標値は前年度の値を記入している。
						27.1%					
イ	薬用作物の収穫面積	458ha	平成24年	573ha	平成32年	472ha	487ha	501ha	515ha	530ha	食料・農業・農村基本計画において、薬用作物については、漢方薬メーカーとの契約栽培の取組を推進するとともに、品質規格を満たすための栽培技術の確立等を推進することとしている。 これらの取組を推進するため、平成25年度から産地と漢方薬メーカーとのマッチングを推進するとともに、26年度から薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業により産地形成を促進するための取組を支援しており、収穫面積を指標として選定した。 目標値は、20年から24年までの収穫面積(一部産地のデータが把握できなかった21年については、20年と22年の平均値で補正)のう勢が32年まで維持されることを見込み、基準値の458haから32年の573haに増大することとし、年ごとの目標値は、う勢値を設定した。 ※ 評価実施時期に、評価対象年の実績値を把握することができないことから、年ごとの目標値は、前々年の値を記入している。
						471ha					

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			28年度 当初予算額 [百万円]	関連する 指標	政策手段の概要等	平成28年行政事業レビュー 事業番号
	25年度 [百万円]	26年度 [百万円]	27年度 [百万円]				
(1) 主要農作物種子法 (昭和27年)	—	—	—	—	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ	主要農作物の優良な種子の生産及び普及を促進するため、種子の生産について、ほ場審査その他の措置を実施。 優良な種子生産及び普及が促進されることにより、国産農畜産物の供給拡大に寄与する。	—
(2) 米穀の新用途への利用の促進に関する法律 (平成21年)	—	—	—	—	(1)-①-ア	新用途米穀の生産者は、新用途米穀加工品(米粉・飼料用等)の製造事業者(必要に応じ米粉・パン等の製造事業者や畜産農家等を含む。)と共同して、新用途米穀の生産から新用途米穀加工品の製造等までの一連の工程の総合的な改善を図る事業に関する計画(生産製造連携事業計画)を作成し、農林水産大臣の認定を受けることが可能。 生産製造連携事業計画の認定により、新用途米穀の生産から加工品の製造等までの一連の工程の改善が促進され、米粉用米・飼料用米の消費喚起及び供給拡大に寄与する。	—
(3) 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律 (昭和29年)	—	—	—	—	(1)-②-ア (1)-②-イ	酪農及び肉用牛生産振興に資するため、 ・酪農及び肉用牛生産の近代化を総合的かつ計画的に推進するための措置 ・酪農適地に生乳の濃密生産団地を形成するための集約酪農地域の制度 ・上記に関連して生乳等の取引の公正、牛乳及び乳製品の消費の増進並びに肉用子牛の価格の安定及び牛肉の流通の合理化の措置を実施。 本法に基づき、酪農及び肉用牛生産の健全な発達並びに農業経営の安定を図るとともに、牛乳・乳製品及び牛肉の安定的な供給確保等に寄与する。	—
(4) 畜産物の価格安定に関する法律 (昭和36年)	—	—	—	—	(1)-②-ア (1)-②-イ (1)-②-ウ	・指定乳製品の価格が著しく低落し、または低落するおそれがあると認められる場合に乳業者が行う調整保管の計画の農林水産大臣による認定 ・指定食肉、鶏卵の価格が著しく低落し、又は低落すると見込まれる場合に、農業協同組合等が実施する指定食肉、鶏卵の保管・売渡に係る計画に対する農林水産大臣の認定 ・(独)農畜産業振興機構による指定食肉の買入・交換・売渡等を実施。 畜産物の価格の安定を図ることにより、畜産及びその関連産業の健全な発達が促進され、目標である牛肉等の生産量の確保に寄与する。	—
(5) 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法 (昭和40年)	—	—	—	—	(1)-②-ア	①取引条件が不利な加工原料乳向け(脱脂粉乳、バター、チーズ等向け)の生乳を対象として、(独)農畜産業振興機構が補給金を交付。 ②指定乳製品等の輸入、売渡等。 生乳の価格形成の合理化と牛乳及び乳製品の価格の安定を図ることにより、酪農及びその関連産業の健全な発展を促進し、国産畜産物の供給拡大に寄与する。	—
(6) 牧野法 (昭和25年)	—	—	—	—	(1)-②-ア (1)-②-イ	地方公共団体の行う牧野の管理を適正にし、その他牧野の荒廃の防止のための措置を実施。 国土の保全及び牧野利用の高度化を図ることにより、飼料自給率の向上に寄与する。	—
(7) 肉用子牛生産安定等特別措置法 (昭和63年)	—	—	—	—	(1)-②-イ	指定肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合に、生産者に対し生産者補給金を交付するとともに、畜産の振興に資する施策を実施。 肉用子牛生産の安定その他食肉に係る畜産の健全な発達を図ることにより、牛肉等の生産量の確保に寄与する。	—
(8) 家畜商法 (昭和24年)	—	—	—	—	(1)-②-イ	家畜商について、免許及び営業保証金の供託等の制度を実施。 家畜商の業務の健全な発展及び公正な家畜取引の確保を図ることにより、牛肉等の生産量の確保に寄与する。	—
(9) 家畜取引法 (昭和31年)	—	—	—	—	(1)-②-イ	家畜市場を開設・運営しようとする者に対して最小限度の登録基準を設けるとともに、地域家畜市場の再編整備を促進するための整備地域の指定等を実施。 公正な家畜取引及び適正な価格形成を確保し、家畜流通の円滑化を図ることにより、牛肉等の生産量の確保に寄与する。	—
(10) 養豚農業振興法 (平成26年)	—	—	—	—	(1)-②-イ	養豚農業の振興を図るため、基本方針の策定や養豚農家の経営の安定、国産由来飼料の利用増進、豚肉の生産の促進及び消費の拡大等の施策を実施することにより、豚肉の安定供給の確保に寄与する。	—
(11) 家畜改良増殖法 (昭和25年)	—	—	—	—	(1)-②-ア (1)-②-イ (1)-②-ウ	家畜の改良増殖を計画的に行うための措置並びにこれに関連して必要な種畜の確保及び家畜の登録に関する制度、家畜人工授精及び家畜受精卵移植に関する措置を実施。 畜産業振興の基礎となる家畜の改良増殖を促進することにより、国産畜産物の安定供給の確保に寄与する。	—
(12) 飼料需給安定法 (昭和27年)	—	—	—	—	(1)-②-イ (1)-②-ウ	輸入飼料の買入、保管、売渡の実施に関する措置を実施。 飼料の需給及び価格の安定を図ることにより、農家経済の安定を図り、もって国産畜産物の安定供給の確保に寄与する。	—
(13) 養鶏振興法 (昭和35年)	—	—	—	—	(1)-②-イ (1)-②-ウ	優良な資質を備える鶏の普及及び養鶏経営の改善のための措置を実施。 農家経済の安定を図ることにより、国産畜産物の安定供給の確保に寄与する。	—
(14) 養蜂振興法 (昭和30年)	—	—	—	—	(1)-③-ア (1)-③-イ (1)-③-ウ	蜜源植物の保護増殖及び適正な蜂群配置を期するための措置を実施。 蜂蜜、蜜ろう、ローヤルゼリー等の増産及び農作物等の花粉受精の効率化を図ることにより、優良果実の供給拡大等、国産農畜産物の供給拡大及び安定供給の確保に寄与する。	—

(15)	野菜生産出荷安定法 (昭和41年)	—	—	—	—	(1)-③-イ	主要な野菜について、 ・一定の生産地域におけるその生産及び出荷の近代化を計画的に推進 ・その価格の著しい低落があった場合における生産者補給金の交付等を実施。 価格低落による野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和することにより、消費者への安定的な国産野菜の供給確保に寄与する。	—
(16)	果樹農業振興特別措置法 (昭和36年)	—	—	—	—	(1)-③-ウ	果樹農業の健全な発展に資するため、 ・果実の需給の動向に即応した計画的な果樹農業の振興 ・合理的な果樹園経営基盤の確立 ・果実の生産及び出荷の安定 ・果実の流通及び加工の合理化等の措置を実施。 本法に基づき、平成27年4月に農林水産省が公表した果樹農業振興基本方針に沿って支援事業を措置し、消費者・実需者ニーズの高い優良果実の供給を拡大することにより、生産努力目標の達成に向けた国産果実の供給拡大及び消費拡大に寄与する。	—
(17)	花きの振興に関する法律 (平成26年)	—	—	—	—	(1)-③-エ	花き産業の健全な発展と心豊かな国民生活の実現に資するため、 ・花きの生産者の経営の安定 ・花きの加工及び流通の高度化 ・花きの輸出の促進 ・公共施設及びまちづくりにおける花きの活用等の措置を実施。 本法に基づき、27年4月に農林水産省が策定した「花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針」に沿って支援事業を措置し、花きの需要の拡大及び生産量の拡大に寄与する。	—
(18)	お茶の振興に関する法律 (平成23年)	—	—	—	—	(1)-③-オ	①農林水産大臣による基本方針の策定 ②お茶の生産者の経営の安定、お茶の消費の拡大及びこれに資するお茶を活用した食育の推進 ③お茶の輸出の促進 ④お茶の伝統に関する知識等の普及等の措置を実施。 茶業及びお茶の文化の振興を図ることにより、茶業の健全な発展及び豊かで健康的な国民生活の実現に寄与する。	—
(19)	地力増進法 (昭和59年)	—	—	—	—	(1)-④-ア	地力の増進を図るための基本的な指針の策定及び地力増進地域の制度について定めるとともに、土壌改良資材の品質に関する表示の適正化のための措置を規定。上記の基本指針において、地力の増進に向けた方策として、有機物の積極的な施用を示すことにより、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者の増加に寄与する。	—
(20)	持続性の高い農業生産方式の導入 の促進に関する法律 (平成11年)	—	—	—	—	(1)-④-ア	たい肥等による土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者（エコファーマー）に対し、金融上の特例措置を講ずる。エコファーマーの認定件数の増加を図ることにより、有機農業を含む環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者の増加に寄与する。	—
(21)	有機農業の推進に関する法律 (平成18年)	—	—	—	—	(1)-④-ア	有機農業の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を規定。有機農業者や消費者等に対して有機農業の推進に関する施策を総合的に講じることにより、有機農産物の消費喚起及び利用拡大に寄与する。	—
(22)	農業改良助長法 (昭和23年)	—	—	—	—		効率的かつ安定的な農業経営の育成及び地域の特性に即した農業の振興を図ること等を目的として普及事業を実施。 普及指導活動を通じ、農業経営体の育成、農業の振興を図ることにより、国産農畜産物の供給拡大に寄与する。	—
(23)	農業機械化促進法 (昭和28年)	—	—	—	—		農業の機械化を促進するため、農機具の試験研究、実用化の促進及び検査鑑定等を実施。 これにより農業生産性の向上、農業経営の改善、農機具の安全性の向上を図り、国産農畜産物の供給拡大に寄与する。	—
(24)	砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律 (昭和40年)	—	—	—	—		・輸入糖と国内産糖との価格調整を図るため、甘味資源作物及び国内産糖について交付金を交付する措置等を実施。 ・輸入でん粉等と国内産いもでん粉との価格調整を図るため、でん粉原料用いも及び国内産いもでん粉について交付金を交付する措置等を実施。 甘味資源作物生産者等の経営の安定化が図られることにより、国内産糖及び国内産いもでん粉の安定的な供給の確保に寄与する。	—
(25)	食糧安定供給施設整備資金（米穀 新用途利用促進） (平成21年度） (主)	3,000の 内数 (120)	2,000の 内数 (100)	2,000の 内数	300の内数	(1)-①-ア	米穀の新用途への利用の促進に関する法律の規定により農林水産大臣の認定を受けた生産製造連携事業計画に基づいて行う新用途米穀加工品の製造施設等の整備を図るのに必要な資金を（株）日本政策金融公庫から融通することによって、米粉・飼料用米の低コストの生産・流通システムの確立を促進。 米粉・飼料用の低コストの生産・流通システムの確立が図られることにより、米粉用米・飼料用米の消費喚起及び供給拡大に寄与する。	—
(26)	米活用畜産物等ブランド化推進事業 (平成28年度） (主)	—	—	—	35	(1)-①-ア	飼料用米を活用した豚肉、鶏卵等のブランド化を推進するため、畜産物の付加価値の向上等に向けた取組の実証及び全国的な認知度向上を図る上で必要となる事例等の情報収集・発信等の取組を支援。 飼料用米を活用した畜産物等のブランド化を図ることにより、米全体の需要の維持に寄与する。	新28-0007

経営所得安定対策等 (27) (平成25年度) (関連:28-6)	671,988 (546,750)	641,138 (521,462)	701,907	656,667	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ	経営安定対策では、担い手農家の経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生じる不利を補正する畑作物の直接支払交付金と、農業者の拠出を前提としたセーフティネット対策として米・畑作物の収入減少影響緩和対策を実施。 また、食料自給率・食料自給力の維持向上を図るため、飼料用米、米、麦、大豆など戦略作物の本作化を進め、水田のフル活用を図る水田活用の直接支払交付金を実施。 上記交付金を活用することにより、米・麦・大豆等の土地利用型農業の経営体の経営の安定を図り、もって国産畜産物の安定供給の確保に寄与する。	0095
産地活性化総合対策事業 (28) (平成22年度) (主、関連:28-1、11、12)	2,904の内数 (1,781の内数)	2,882の内数 (2,029の内数)	2,193の内数	2,049の内数	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ (1)-②-ア (1)-②-イ (1)-②-エ (1)-④-イ	国民への食料の安定供給を図るため、産地の収益力向上に向けた取組や食料自給率向上に向けた生産拡大の取組等を支援。 産地の生産技術力の強化等を図ることにより、国産農畜産物の安定供給の確保等に寄与する。	0135
畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業 (平成27年度) (主)	—	—	65,979	—	(1)-②-ア (1)-②-イ (1)-②-ウ	・畜産クラスター計画に位置付けられた中心的経営体に対し、収益力強化や畜産環境問題への対応に必要な施設整備、家畜導入(対象を地域的な規模拡大の場合にも拡大)や機械のリース導入を支援する。 ・畜産クラスター計画に基づき、優良乳用種後継牛の確保、和牛主体の肉用子牛の拡大、和牛繁殖経営における情報通信技術の活用及び優良純粋種豚の導入等を支援する。 ・畜産クラスター計画に位置付けられた中心的経営体等の既往負債の償還負担を軽減する長期・低利の一括借換資金を措置する。 ・収益力の強化に向けた新たな取組を行う畜産クラスター協議会に対し、その効果を実証するために必要な調査・分析(複数のクラスター協議会が広域で連携する場合の支援を強化)、畜産クラスター事業の効果を一層高めるため、地域の連携をコーディネートする人材の育成を支援する。 ・畜産クラスターの仕組みを活用して、地域の畜産関係者が有機的に連携・結集し、地域ぐるみで収益性を向上させる取組を加速化することにより、生産コストの削減や品質向上など、収益力・生産基盤の強化に寄与する。	0148
牛肉等関税財源畜産業振興対策交付金 (平成3年度) (主)	60,835 ※ (60,835)	57,091 (57,091)	57,091	57,091	(1)-②-イ	畜産農家の経営安定、食料自給率の向上及び安全・安心な国産畜産物の供給を図るための各種事業を実施。 畜産物価格の低落時等に機動的に対応することにより、国産畜産物の安定的な供給確保に寄与する。 ※ 平成25年度予算額には、平成25年度補正予算により措置した畜産収益力向上緊急支援リース事業分を含む。	0125
飼料増産総合対策事業のうち国産粗飼料増産対策事業 (平成17年度) (主)	803 (578)	581 (147)	595	551	(1)-②-ア (1)-②-イ	飼料生産組織の機能の高度化や栄養価の高い良質な粗飼料の作付・利用、肉用繁殖雌牛等の放牧の取組といった国産飼料の一層の生産と利用の着実な拡大を図る取組を支援。 国内の飼料生産基盤に立脚した足腰の強い畜産経営を確立することにより、飼料自給率の向上に寄与する。	0130
学校給食用牛乳等供給推進事業 (昭和37年度) (主)	864 (864)	913 (813)	913	744	(1)-②-ア	①遠隔地、離島など不利な供給条件を勘案した学校給食用牛乳の供給支援 ②自県産生乳を用いた高付加価値な牛乳(低温殺菌牛乳)の供給支援等 安全で品質の高い国産牛乳を年間を通じて学校給食用に安定的かつ効率的に供給することにより、牛乳の飲用習慣の定着を図り、我が国酪農の健全な発展を図るとともに、児童・生徒の体位・体力の向上に資する。	0121
指定生乳生産者団体補給交付金 (昭和41年度) (主)	16,372 (16,372)	25,230 (25,230)	22,230	13,230	(1)-②-ア	加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づき、取引条件が不利な加工原料乳向けの生乳(※)に対して補給金を交付。 加工原料乳に仕向けられる生乳の割合が多い地域の生乳の再生産の確保と生乳需給全体の安定により、全国の酪農経営の安定に寄与する。 ※ 平成26年度から補給金の交付対象にチーズ向け生乳を追加。	0122
加工原料乳生産者経営安定対策事業交付金 (平成13年度) (主)	12 (12)	11 (11)	10	9	(1)-②-ア	①加工原料乳価格が補填基準価格(過去3年間の平均取引価格)を下回った場合に、生産者と国の拠出(1:3)により設けた加工原料乳生産者積立金より、加工原料乳の生産者に補填金(価格低落の8割)を交付。 ②生産者積立金の管理、補填金の交付等の業務を実施するに当たり必要な経費を助成。 加工原料乳生産者補給金制度と一体となって、酪農経営の安定を図ることにより、生乳の再生産の確保及び牛乳乳製品の安定供給の確保に寄与する。	0127
飼料生産型酪農経営支援事業 (平成27年度) (主)	6,229 (5,794)	6,226 (5,889)	6,581	6,800	(1)-②-ア	自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家(自給飼料の生産を行うとともに環境負荷軽減に取り組んでいる者)に対し、飼料作付面積に応じた交付金を交付。 輸入飼料の価格変動等に左右されない国産飼料への転換を進め、環境とも調和のとれた安定的な酪農経営の実現に寄与する。	0132
国産乳製品供給安定対策事業 (平成23年度) (主)	8,767 (7,532)	610 (367)	500	300	(1)-②-ア	指定生乳生産者団体が乳製品を委託製造し、適時に放出する取組や、不需要期の乳製品需要を創出する取組に対し、製造費の一部を補助し、国産乳製品の安定供給の確保に寄与する。	0139
乳製品国際規格策定活動支援事業 (平成23年度) (主)	14 (14)	16 (16)	15	11	(1)-②-ア	乳製品の国際規格に我が国の意見を反映させるための活動を支援し、生乳需給の安定確保及び乳製品の需要拡大に寄与する。	0141
麦買入費(輸入飼料) (昭和28年度) (主、関連:28-5)	97,820 (62,289)	106,430 (46,339)	78,714	82,168	(1)-②-イ (1)-②-ウ	飼料需給安定法に基づき毎年度策定される「飼料需給計画」に従って、飼料用輸入麦の買入れを実施。 飼料の需給及び価格の安定を図ることにより、農家経済の安定を図り、もって国産畜産物の安定供給の確保に寄与する。	0154

(39)	独立行政法人家畜改良センターの運営に必要な経費 (平成13年度) (主)	7,221 (7,222)	7,468 (7,467)	7,459	7,542	(1)-②-イ (1)-②-ウ	中期目標を達成するための「中期計画」及び事業ごとに定める「年度計画」に即した業務を実施。 種畜等の供給、種畜検査の実施、畜産技術普及等のための取組を行うことにより、優良な家畜の普及及び飼料作物の優良な種苗の生産等を通じて飼料自給率の向上及び国産畜産物の安定供給の確保に寄与する。	0126
(40)	飼料増産総合対策事業のうちエコフィード増産対策事業 (平成20年度) (主)	57 (46)	89 (79)	170	170	(1)-②-イ (1)-②-ウ	飼料製造事業者等における食品残さの飼料利用拡大やエコフィードの品質向上及びエコフィード利用畜産物の差別化を促進する取組等に対し支援。 量的・質的に安定したエコフィードの生産・供給体制の構築や関係者に対する理解の醸成により、飼料自給率の向上に寄与する。	0133
(41)	飼料増産総合対策事業のうち草地生産性向上対策事業 (平成22年度) (主)	610 (482)	696 (535)	290	290	(1)-②-イ (1)-②-ウ	生産性向上のための草地改良、優良飼料作物種子の普及、飼料作物種子の調整保管、飼料生産技術者の資質向上等を支援。 草地における大幅な収量増を図るための草地改良の推進や、その効果を最大限引き出すための優良飼料作物種子の活用及び種子の安定供給の推進により、飼料自給率の向上に寄与する。	0136
(42)	独立行政法人農畜産業振興機構運営費 (平成15年度) (主)	1,855 (1,855)	1,965 (1,965)	1,760	1,687	(1)-②-イ	独立行政法人農畜産業振興機構が行う畜産物の価格安定や砂糖・でん粉の価格調整等の業務を円滑に実施するために必要な人件費等の経費の一部を交付。 独立行政法人農畜産業振興機構が行う業務が円滑に推進されることにより、農畜産物価格の安定等に寄与する。	0128
(43)	多様な畜産・酪農推進事業のうち家畜改良対策推進 (平成17年度) (主)	398 (383)	430 (405)	389	363	(1)-②-イ	我が国畜産業の国際競争力を強化するため、国内外から優れた特質を有する育種素材を収集しつつ、我が国の飼養環境や品質に対するニーズを踏まえて、家畜の資質、能力等を正確に把握・分析し、多数の個体から優れた個体のみを種畜として選抜することにより、家畜改良を効果的に進めるとともに、多様な畜産・酪農経営の実現を推進し、畜産物の安定供給、生産コストの低減及び品質向上を通じて、食料自給率の向上に寄与する。	0131
(44)	多様な畜産・酪農推進事業のうち家畜個体識別システム活用促進 (平成23年度) (主)	102 (90)	85 (62)	70	51	(1)-②-イ	牛の個体識別システムを活用した家畜改良及び飼養管理の効率化・高度化などの推進により、家畜の生産性や畜産物の品質の向上を図り、多様な畜産・酪農経営の実現に寄与する。 豚におけるトレーサビリティの実用化等の取組を支援し、国産豚肉のブランド力強化を図り、養豚経営の体質強化に寄与する。	0140
(45)	肉用牛肥育経営維持安定緊急対応業務出資金 (平成28年度) (関連:28-6)	—	—	—	331	(1)-②-イ	肉用子牛価格の高騰により、経営に影響を受けた肉用牛肥育農家に対して、子牛購入等に必要な資金の円滑な融通を支援することにより、経営の維持安定を図り、国産牛肉の生産の安定に寄与する。	新28-0018
(46)	鶏卵生産者経営安定対策事業 (平成23年度) (主)	5,189 (5,189)	5,189 (5,189)	5,189	5,189	(1)-②-ウ	鶏卵価格が低落した場合に価格差補填を行うとともに、更に低落した場合、成鶏の更新にあたって長期の空舎期間を設けて需給改善を図る取組を支援。 鶏卵の需給改善を推進することにより、採卵養鶏経営と鶏卵価格の安定に寄与する。	0137
(47)	新しい野菜産地づくり支援事業 (平成28年度) (主)	—	—	—	1,080	(1)-③-ア (1)-③-イ	加工・業務用野菜への転換を推進する産地に対し加工・業務用野菜の安定生産に必要な作柄安定技術の導入や、生産者と流通事業者等が連携して取り組む輸送手段の切替(モーダルシフト)や新たな低温輸送システムの構築等を支援。 異常気象や連作障害による野菜の作柄の安定化等を通じて単収の向上・安定を図るとともに、産地と流通事業者、実需者等が連携した効率的な輸送・供給システムの構築により、国産野菜の供給拡大に寄与する。	新28-0021
(48)	次世代施設園芸地域展開促進事業 (平成25年度) (関連:28-11)	0 (0)	3,351 (3,207)	5,445	1,040	(1)-③-ア (1)-③-イ (1)-③-ウ (1)-③-エ	地域資源エネルギーを活用し、生産から調製・出荷までの施設の大規模な集約化やICTを活用した高度な環境制御を行い、コスト低減や周年・計画生産による収益性向上を実現する次世代施設園芸拠点の整備を支援するとともに、拠点の成果を地域に展開していくための情報発信、研修等を支援することにより、地域の所得向上や雇用創出に寄与する。	0142
(49)	野菜価格安定対策事業 (昭和41年度) (主)	4,120 (4,056)	4,170 (4,068)	3,541	204	(1)-③-イ	(独)農畜産業振興機構が野菜価格低落時において、野菜生産者に交付する生産者補給金等を交付。 価格低落による野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和し次期作の確保を図ることにより、国産野菜の安定的な供給確保に寄与する。	0123
(50)	果実等生産出荷安定対策事業 (平成22年度) (主)	5,330 (4,692)	5,420 (4,624)	5,520	5,600	(1)-③-ウ	果樹の優良品目・品種への転換、高品質化を加速化するため、産地ぐるみで改植を実施した際の未収益期間に対する支援を実施。また、果樹の優良品目・品種への転換や小規模園地整備、計画生産・出荷の推進や緊急的な需給調整対策、自然災害被害果実の流通対策、契約取引の強化や加工原料供給の安定化を図るための加工流通対策を総合的に実施。 消費者・実需者ニーズの高い優良果実の供給拡大が可能となることにより、生産努力目標の達成に向けた国産果実の消費喚起及び供給拡大に寄与する。	0134
(51)	トルコ・アンタルヤ国際園芸博覧会政府出展事業 (平成27年度) (主)	—	—	121	163	(1)-③-エ	アンタルヤ国際園芸博覧会へ政府出展(屋内展示)し、来場者に対し国産花きをプロモーションすることにより、我が国が世界に誇る高品質な花きの輸出の拡大に寄与する。	0153

(52)	茶改植等支援事業 (平成23年度) (主)	1,500 (623)	1,200 (484)	800	657	(1)-③-オ	茶産地の収益力の強化と農業者の経営安定を図る観点から、消費者等ニーズに対応した優良品種への転換や高品質化を加速化するため、茶工場単位等で策定された品質向上戦略に基づき実施する新植・改植、改植に伴う未収益期間、担い手への集積等に伴う茶園の整理等に対し支援を行うことにより、茶の生産性向上に寄与する。	0138
(53)	オーガニック・エコ農産物安定供給 体制構築事業(平成28年度) (関連:28-13)	—	—	—	79	(1)-④-ア	生産者と実需者(スーパーマーケット、レストラン等)の連携を促進し円滑なビジネス環境を整えるとともに、新規就農・転換者の定着・拡大や地域の生産供給拠点を構築するための取組を支援することにより、有機農業やこれを含む環境保全型農業で生産された農産物(オーガニック・エコ農産物)の生産拡大に寄与する。	新28-0029
(54)	甘味資源作物生産者等支援安定化 対策(昭和40年度) (主)	7,231 (7,231)	8,130 (8,130)	8,146	9,301		(独)農畜産業振興機構が、国内産糖と輸入糖等との内外コスト格差を是正するため、安価な輸入糖等から徴収する調整金と当該交付金を財源として、一定の要件を満たす国内のさとうきび生産者及び国内産のさとうきび・てん菜を原料とする国内産糖の製造事業者に対して、甘味資源作物交付金(さとうきび)及び国内産糖交付金を交付するとともに、代理申請者が行う交付対象者要件審査申請、交付金交付申請に係る代理申請・代理受領に要する経費の助成を行う。また、鹿児島県南西諸島及び沖縄県の基幹作物であるさとうきびは、近年、台風、干ばつ、病害虫等の自然災害により不作が続いていることから、自然災害からの回復を図るための取組に対し支援する。 国内産糖に係る諸外国との生産条件格差を補正するとともに、さとうきびの不作からの脱却による生産量の増加を図ることにより、地域農業・経済の振興及び食料自給率の維持・向上に寄与する。	0155
(55)	協同農業普及事業交付金 (昭和58年度) (主、関連:28-1、11)	2,435 (2,435)	2409 (2,409)	2,409	2,409		都道府県における普及指導員の設置、普及指導員による農業者に対する技術・経営指導等を推進。 効果的・効率的な普及事業の推進を通じて、農業経営体の育成、農業の振興を図ることにより、国産農畜産物の供給拡大に寄与する。	0124
(56)	国立研究開発法人農業・食品産業 技術総合研究機構農業技術革新工 学研究センター農業機械化促進業 務に要する経費 (平成15年度) (関連:28-11)	1,656 (1,654)	1680 (1,671)	1,674	1,771		農機具の試験研究、実用化の促進及び検査鑑定に向けた取組を支援。 これにより農業生産性の向上、農業経営の改善、農機具の安全性の向上を図り、国産農畜産物の供給拡大に寄与する。	0182
(57)	強い農業づくり交付金 (平成17年度) (主、関連:28-3、11、13)	31,114の内数 (27,416の内数)	32,261の内数 (31,226の内数)	52,429の内数	20,785の内数		産地における加工・業務用需要への対応等による販売量の拡大、高付加価値化等による販売価格の向上、生産・流通コストの低減に向けた取組に必要な共同利用施設の整備等を支援。 産地の生産供給体制を確立することにより、国産農畜産物の安定供給の確保に寄与する。	0129
(58)	産地パワーアップ事業 (平成27年度) (主)	—	—	50,500の内数	—		水田・畑作・野菜・果樹等の産地が創意工夫を活かして、農作業の効率化によるコスト削減や高付加価値な作物へ転換しつつ、実需者ニーズに応じた生産を行うことで、収益力向上に一体的かつ計画的に取り組む産地において計画の実現に必要な農業機械のリース導入や集出荷施設の整備等を支援。 地域の営農戦略としての計画に基づき、意欲ある農業者等による生産体制の強化を図ることにより産地の競争力の強化に寄与する。	0149
(59)	甘味資源作物産地強化緊急対策事 業(平成27年度) (主)	—	—	692	—		気象災害等の影響を受けても安定生産が確保できるよう生産構造の安定化等を図るため、機械導入や品種の転換などの抜本的な対策に対し支援することにより、甘味資源作物の安定生産や生産コストの低減に寄与する。	0158
(60)	肉用牛の売却による農業所得の課 税の特例 (昭和42年度)	<15,909 > (<—>)	<16,258 > (<—>)	—	—	(1)-②-イ	農業を営む個人又は農業生産法人が飼育し、所定の方法で売却した肉用牛が、1頭100万円(交雑種は80万円、乳用種は50万円)未満又は高等登録牛であって、その頭数が1,500頭以内であるとき、その売却により生じた事業所得については、個人にあつては所得税及び住民税を免除し、農業生産法人にあつては損金の額に算入する。 これにより、肉用牛生産農家の経営の体質強化を図り、肉用牛経営の安定及び国産牛肉の安定的供給を図ることにより、牛肉の生産量の確保に寄与する。	—
(61)	農林漁業用A重油に係る石油石炭 税の特例措置 (昭和53年度)	<1,133>	—	—	—	(1)-③-ア (1)-③-イ (1)-③-ウ (1)-③-エ	ハウス栽培等で使用する農林漁業用A重油に対する輸入A重油に係る免税措置及び国産A重油に係る還付措置の特例措置。 施設園芸農家の経営の安定化を図ることにより、農林水産物の安定的な供給確保に寄与する。	—
(62)	中小企業者等が機械等を取得した 場合の特別償却又は税額控除 (平成10年度)	—	—	—	—		農業者等が機械等を取得した場合、取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除(資本金3千万以下)。 新たな設備投資を促し、生産性の向上等を図ることにより、国産農畜産物の安定供給の確保に寄与する。	—
(63)	農業用軽油に係る軽油引取税の課 税免除の特例措置 (昭和31年度)	<—> (<10,987 >)	<—> (<11,321 >)	—	—		農業機械等の動力源に使用する軽油について、軽油引取税の課税免除。 軽油をできるだけ安い価格で安定的に供給し、農業者等の経営の安定を図ることにより、国産農畜産物の安定供給の確保に寄与する。	—
(64)	軽油を農林漁業の用に供した場合 の石油石炭税の還付 (平成24年度)	<—> (<—>)	—	—	—		農林漁業者が使用する軽油について、石油石炭税に上乗せされる地球温暖化対策のための税に相当する金額を還付。 農業者等の経営の安定を図ることにより、国産農畜産物の安定供給の確保に寄与する。	—

	特定中小企業者等が経営改善設備 を取得した場合の特別償却又は法 (65) 人税額等の特別控除(商業・サービ ス業・農林水産業活性化税制) (平成25年度)	-	-	-	-	青色申告書を提出する農業者等で、農業協同組合等から経営改善に関する指導及び助言を受けた者が、その指導及び助言を受けて行う店舗の改修等に伴い、建物附属設備又は器具・備品を取得した場合に、取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除が選択適用できる特例措置。 農業者等が行う農畜産物の品質の向上や高付加価値化、生産コストの低減等に資する設備の導入・更新が促進されるとともに、事務負担の軽減、業務改善等に向けた設備やシステムの導入が図られ、消費税を円滑かつ適正に転嫁できる環境が整備されることで、農業者等の経営の安定化・活性化や国産農畜産物の安定供給の確保に寄与する。	-
政策の予算額[百万円]				645,924 <276,400 >	507,573 <216,280>		
政策の執行額[百万円]				594,783 <214,256 >			

(注1)「予算額計」欄及び「28年度当初予算額」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注2) 当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。
 また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。

(注3) 複数政策に関連する予算については、< >外書きで記載している。

参考資料

1. 各指標における実績値の把握方法及び達成度合の判定方法

施策(1)	目標①	指標(ア)	把握の方法	新規需要米生産量(政策統括官)により把握
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績値－平成25年度基準値)／(当該年度目標値－平成25年度基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(イ)	把握の方法	作物統計(統計部)により把握
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績値－平成25年度基準値)／(当該年度目標値－平成25年度基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(ウ)	把握の方法	作物統計(統計部)により把握
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績値－平成25年度基準値)／(当該年度目標値－平成25年度基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
	目標②	指標(ア)	把握の方法	畜産物生産費統計(統計部)により把握
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(平成25年度基準値－当該年度実績値)／(平成25年度基準値－当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(イ)	把握の方法	食肉流通統計(統計部)により把握
			達成度合の判定方法	[牛肉] 平成16年度から平成25年度まで(基準年度を含む過去10年間)の標準偏差($\sigma=0.8$) A(おおむね有効):(当該年度目標値－ σ)≤当該年度実績値≤(当該年度目標値＋ σ) B(有効性の向上が必要である):(当該年度目標値－2 σ)≤当該年度実績値<(当該年度目標値－ σ)又は、(当該年度目標値＋ σ)<当該年度目標値≤(当該年度目標値＋2 σ) C(有効性に問題がある):当該年度実績値<(当該年度目標値－2 σ)又は、(当該年度目標値＋2 σ)<当該年度実績値
				[豚肉] 平成16年度から平成25年度まで(基準年度を含む過去10年間)の標準偏差($\sigma=2.7$) A(おおむね有効):(当該年度目標値－ σ)≤当該年度実績値≤(当該年度目標値＋ σ) (128万トン≤当該年度実績値≤134万トン) B(有効性の向上が必要である):(当該年度目標値－2 σ)≤当該年度実績値<(当該年度目標値－ σ)又は、(当該年度目標値＋ σ)<当該年度目標値≤(当該年度目標値＋2 σ) (126万トン≤当該年度実績値<128万トン又は、134万トン<当該年度実績値≤136万トン) C(有効性に問題がある):当該年度実績値<(当該年度目標値－2 σ)又は、(当該年度目標値＋2 σ)<当該年度実績値 (当該年度実績値<126万トン又は、136万トン<当該年度実績値)
				[鶏肉] 平成16年度から平成25年度まで(基準年度を含む過去10年間)の生産量より回帰直線を作成し、この回帰直線から得られる値と実績値との間に生じる差異の標準偏差($\sigma=3.0$) A(おおむね有効):(当該年度目標値－ σ)≤当該年度実績値≤(当該年度目標値＋ σ) (143万トン≤当該年度実績値≤149万トン) B(有効性の向上が必要である):(当該年度目標値－2 σ)≤当該年度実績値<(当該年度目標値－ σ)又は、(当該年度目標値＋ σ)<当該年度目標値≤(当該年度目標値＋2 σ) (140万トン≤当該年度実績値<143万トン又は、149万トン<当該年度実績値≤153万トン) C(有効性に問題がある):当該年度実績値<(当該年度目標値－2 σ)又は、(当該年度目標値＋2 σ)<当該年度実績値 (当該年度実績値<140万トン又は、153万トン<当該年度実績値)
		指標(ウ)	把握の方法	卸売価格(JA全農たまご東京M相場)により把握
			達成度合の判定方法	A(おおむね有効):±25%以内、B(有効性の向上が必要である):±25%超±27.5%以下、C(有効性に問題がある):±27.5%超

	目標③	指標(ア)	把握の方法	野菜生産出荷統計(統計部)の加工向け及び業務用の出荷量により把握
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績値－平成25年度基準値)／(当該年度目標値－平成25年度基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(イ)	把握の方法	青果物卸売市場調査報告(統計部)により把握
			達成度合の判定方法	達成度合(%)={1－(当該年の5年間平均変動係数－当該年の目標値)／当該年の目標値}×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(ウ)	把握の方法	構造改革を進める産地協議会への聞き取りにより把握
			達成度合の判定方法	達成度合(%)={(当該年度の取組面積／当該年度の果樹産地栽培面積)－平成25年度基準値}／(当該年度の目標値－平成25年度基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(エ)	把握の方法	生産農業所得統計(統計部)及び花木等生産状況調査(生産局園芸作物課)により把握
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=[当該年実績値－{平成24年基準値－(年平均減少額×基準値以降の経過年数)}]／[当該年目標値－{平成24年基準値－(年平均減少額×基準値以降の経過年数)}]×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(オ)	把握の方法	財務省貿易統計により把握
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年実績値－平成25年度基準値)／(当該年目標値－平成25年度基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
	目標④	指標(ア)	把握の方法	農業環境対策課調査により把握
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績値－平成24年度基準値)／(当該年度目標値－平成24年度基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(イ)	把握の方法	薬用作物(生薬)に関する資料(公益財団法人日本特産農産物協会)により把握
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年実績値－平成24年度基準値)／(当該年目標値－平成24年度基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満

2. 用語解説

注1	畜産クラスター	畜産農家と地域の畜産関係者(コントラクター等の支援組織、流通加工業者、農業団体、行政等)がクラスター(ぶどうの房)のように、一体的に結集することで、畜産の収益性を地域全体で向上させるための取組。
注2	指定野菜	消費量が相対的に多く又は多くなることが見込まれる野菜。具体的には以下の14品目。キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ピーマン、レタス、たまねぎ、ばれいしょ、ほうれんそう。
注3	小規模園地整備	優良果実の供給拡大に必要な不可欠な土壌土層改良、園地の傾斜緩和、園内道の整備等。
注4	有機農業	化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業。